

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した人などは、市税、各種保険料・使用料等が減免または徴収猶予になる場合があります。

|            | 区分    | 対象者  | 内容  | 減免・猶予期間                                    | 申請方法・期間   | 問合せ・申請先                                     |
|------------|-------|--|---|--|---|---|
| 市税         | 徴収猶予  | ①災害により財産に相当な損失が生じた方<br>②ご本人またはご家族が病気にかかった方<br>③事業を休廃業した方<br>④事業に著しい損失が生じた方   | 市県民税、法人市民税、固定資産税、軽自動車などの徴収を猶予   | 1年以内                                       | 申請書に収入や預貯金の状況が分かる資料を添付して申請(郵送申請可)<br>※令和4年3月末まで   | 本庁舎2階 収納推進課<br>(23番窓口)<br>0857-30-8161、8162 |
|            | 換価の猶予 | 財産の換価(現金化)により事業の継続や生活の維持が困難になるおそれがある方  | 財産の換価(現金化)を猶予   | 同上   | 同上  | 同上  |
| 国民健康保険料    | 減免    | ①主たる生計維持者がり患し、死亡又は重篤な傷病を負った世帯<br>②主たる生計維持者の収入減少が見込まれ、かつ同人がア～ウのすべてを満たす世帯<br>ア. 事業・給与・不動産・山林収入のいずれかが前年に比べ30%以上減少見込<br>イ. 令和元年の所得合計が1000万円以下<br>ウ. 収入減見込の所得を除いた令和元年の他の所得合計額が400万円以下 | 令和2年2月1日から同3年3月31日までの間に普通徴収の納期限(特別徴収の場合は年金支払日)が到来する保険料のうち、必要と認められる期間の保険料を減免 |  | 以下のものを添付して申請(事前に電話連絡をお願いします)<br>①医師の診断書<br>②主たる生計維持者の令和元年の収入・所得と令和2年の収入(見込み)、世帯に属する被保険者すべての令和元年所得を確認できる書類 | 本庁舎1階 保険年金課<br>(9番窓口)<br>0857-30-8222       |
|            | 徴収猶予  | 納付義務者の収入が著しく減少し納付困難な世帯   | 納付困難と認められる保険料の徴収を猶予   | 6か月以内                                      | 申請書と猶予を必要とする理由が確認できる資料を添付して申請(郵送申請可)<br>※令和4年3月末まで  | 本庁舎2階 収納推進課<br>(23番窓口)<br>0857-30-8161、8162 |
| 後期高齢者医療保険料 | 減免    | 国民健康保険料と同様   |   |  |   | 本庁舎1階 保険年金課<br>(13番窓口)<br>0857-30-8225      |
|            | 徴収猶予  | 国民健康保険料と同様   |   |  |   |   |
| 介護保険料      | 減免    | ①主たる生計維持者がり患し、死亡又は重篤な傷病を負った第一号被保険者<br>②主たる生計維持者の収入減少が見込まれ、次のア及びイに該当する第一号被保険者<br>ア. 事業・給与・不動産・山林収入のいずれかが前年に比べ30%以上減少見込<br>イ. 収入減見込の所得を除いた令和元年の他の所得合計額が400万円以下                     | 国民健康保険料と同様  |  | 主たる生計維持者の収入減少が分かる書類(給与支払証明書、事業収支明細書など)を添付して申請   | 本庁舎1階 長寿社会課<br>(11番窓口)<br>0857-30-8212      |
|            | 徴収猶予  | 国民健康保険料と同様   |   |  |   |   |
| 保育所保育料     | 減免    | 解雇や事業損失による廃業等により失業し、生活が著しく困難になった人  | 一部または全部を減免  | 申請した月から当該年度の保育実施期間内                        | 詳しくは問い合わせ先まで  | 本庁舎1階 こども家庭課<br>(13番窓口)<br>0857-30-8238     |
| 下水道等使用料    | 徴収猶予  | 事業や業務を休廃止するなど生活が著しく困難になった人   | 徴収を猶予(督促手数料・延滞金は免除)   | 1年以内                                       | 収入減少が確認できる書類を準備して申出   | 下水道庁舎1階 下水道経営課(秋里903番地)<br>0857-30-8391     |
| 市営住宅使用料    | 減免    | 収入が著しく減少し月額所得が104,000円以下となった人  | 104,000円以下は3割減免<br>52,000円以下は5割減免   | 申請日の翌月から3か月以内。状況が改善されない場合は再度減免申請を受け付けた上で更新 | 収入減少が分かる書類(給与支払証明書、事業収支明細書など)を添付して申請  | 本庁舎2階 建築住宅課<br>(26番窓口)<br>0857-30-8371      |

上記対象者以外でも、従来からの減免、徴収猶予が該当になる場合があります。詳しくは問合せ先まで